

平成 27 年 8 月 26 日  
東 北 電 力 株 式 会 社

## 東通原子力発電所 1 号機の原子炉施設保安規定変更認可申請について

当社は本日、原子力規制委員会へ、東通原子力発電所 1 号機（青森県下北郡東通村）の原子炉施設保安規定変更認可申請を行いました。

今回の申請は、平成 26 年 1 月 28 日に認可された「第 19 次東通原子力発電所原子炉施設保安規定 変更認可申請書」（平成 25 年 10 月 4 日申請、同 12 月 19 日一部補正）の「変更前後比較表」において、条文番号に誤記が確認されたことから、当該箇所の訂正を目的に変更認可申請を行ったものです。

なお、確認された誤記は、原子炉施設保安規定に基づく保安活動に影響を与えるものではありません。

今回の変更の概要は、別紙のとおりです。

以 上

原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づき、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を規定しているもので、原子炉設置者が原子力発電所ごとに定め、国に申請し認可を受けるもの。

（別紙）東通原子力発電所 1 号機の原子炉施設保安規定 変更の概要